

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 1月15日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	残留熱除去機器冷却系気水分離器A安全弁において、弁シート部からの漏えいが認められたため、当該安全弁を点検。	GIII	
2	3号機	非常用ディーゼル発電設備B機関付空気冷却器点検において、ドレンセパレータ(右側)水切り板取付け金具溶接部に溶接のはがれ(2箇所)が認められたため、当該部を補修溶接。	GIII	
3	3号機	タービン建屋換気空調系排気ファンA吸込弁駆動リンク部において、ラバーの破損が認められたため、当該ラバーを修理。	GIII	
4	1・2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋換気空調系排風機C逆流防止ダンパリンク部において、リンク機構接続用ボルト・ナット外れが認められたため、当該ボルト・ナットを取付。	GIII	